36協定新様式 変更点まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

36協定（サブロク協定）の基本と主な変更点

36協定は、労働基準法第36条に基づき、企業が法定労働時間（原則1日8時間・週40時間）を超え、または法定休日（週1日以上）に労働者に労働させる場合に、必ず事前に労働組合または労働者の過半数代表者と書面で締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出なければなりません。管理監督者を除く正規・非正規の全労働者が対象となり、届け出て初めて時間外・休日労働が法的に可能となります。協定の様式は厚生労働省ウェブサイトで入手可能です。

■ 2021年4月からの主な変更点

時間外労働の上限規制（罰則付き）が導入され、労働基準法施行規則改正による電子化推進も背景に、様式が変更されました。

様式分離	限度時間内の「一般条項（様式第9号）」、限度時間を超える「特別条項付き（様式第9号の2）」、研究開発業務（様式第9号の3）に分かれました。
押印・署名の原則廃止	届出書への押印・署名は原則不要になりましたが、協定届が協定書そのものを兼ねる場合は従来通り署名・押印が必要です。
チェックボックス新設	時間外労働が月100時間未満・複数月平均80時間以内であること、労働者代表がその事業所のすべて労働者の過半数を代表する者であることや、管理監督者でなく適正な手続きで選出されたことを確認する欄が設けられました。
本社一括届出	電子申請（e-Gov）に限り、2021年3月末から、労働組合または労働者の過半数代表者が事業所ごとに異なる場合であっても、本社で複数事業場分をまとめて届け出ることが可能になりました（協定自体は各事業場での締結が必須）。

© MoneyForward, Inc.

■ 2024年4月からの主な変更点

これまで上限規制の適用が猶予されていた業種にも規制が適用され、対応する新様式が導入されました。

建設業	年間上限720時間（災害復旧等除く）。災害時における復旧及び復興の事業を含む場合は様式第9号の3の2や様式第9号の3の3など。
自動車運転業務	年間上限960時間。様式第9号の3の4、様式第9号の3の5（特別条項）など。
医師	年間上限960時間または1860時間（医療機関の水準等による）。様式第9号の4、様式第9号の5（特別条項）など。

届出時の注意点

協定の効力発生日前に届け出る必要があり、遅れると効力が生じません。協定書を兼ねる場合は署名・押印が必須です。
チェックボックスのチェック漏れを含む記載不備があると無効になる可能性があるため、提出前の確認が重要です。
時間外労働の理由は「月末決算業務のため」など具体的に記載する必要があります。

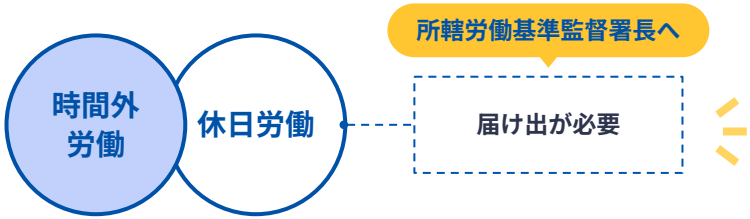

© MoneyForward, Inc.